



資源物の持ち去り行為を見かけたら、市に情報をお寄せください 古紙などの資源物の持ち去りを禁止 4月1日から条例施行

条例の概要

- ▷ 行政回収や集団回収で出された資源物の持ち去り行為を禁止します。
- ▷ 条例に違反し持ち去り行為を行った者に対して、禁止命令を行い、氏名などの情報を公表します。
- ▷ 禁止命令に違反した場合は、警察へ告発し、裁判所の判決を経て罰金が科せられます。
- ※ 罰則規定は行政回収が対象です。

市民の皆さんへお願い

- ▷ 通報のご協力
持ち去り行為を目撃した場合は、発生場所や時間、車種、車両ナンバーなどの情報を市にお寄せください。通報のあった地区のパトロールを強化します。車両ナンバーは断片的でも構いません。
- ▷ 排出時間のご協力
資源物を出す際は、収集日の前日から排出せず、なるべく当日午前8時30分までに出してください。
- ▷ 注意点
持ち去り行為を目撃した場合は、直接行為者に声を掛けたり、写真を撮ったりすることなく、市に通報していただくようお願いします。

「廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」において、市または市の委託業者以外の者が古紙などの資源物を持ち去る行為を禁止する条項を設け、4月1日から施行します。資源物の持ち去りを繰り返す違反行為者に対しては、警告書の交付または禁止命令を行い、それに従わないときは、氏名などを公表し、20万円以下の罰金に処せられることがあります。市では、市職員によるパトロールを実施し、持ち去り行為の監視にあたります。

また、通報の多い地区については、重点的にパトロールを行い、持ち去り行為が発生しにくい街づくりをめざしてまいります。資源物の持ち去り行為防止の取り組みに、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



市の収集車両には「小金井市委託業者」の目印ステッカーが貼ってあるよ!

リデュース リユース リサイクル

燃やすごみの中にはまだまだ資源物が

ごみの減量で最も大切なことは、ごみになるものを元から減らすリデュース（発生抑制）です。まずは、リデュースできることはないか考え、次に使えるものは何度も再使用するリユース、その次に分別を徹底し資源になるものを捨てずに再生利用するリサイクルをすることがとても大切です。

本市では、燃やすごみの処理を多摩地域の各団体をお願いしています。そのため、施設周辺にお住まいの皆様および関係者の皆様へのご負担を軽減するため、

さらなる燃やすごみの減量に努めていくことが必要です。

燃やすごみの多くを占めているのが「生ごみ」です。「生ごみ」には大量の水分が含まれています。ごみ出しの前に、水切り袋やトレイなどを使用して水切りをしましょう。燃やすごみの減量につながります。また、燃やすごみの中にはまだまだ資源となる紙や家庭で剪定された枝木・雑草類・落ち葉が混ざっています。引き続きごみの減量や分別の徹底にご理解・ご協力をお願いします。

1. 生ごみは絞って水切りを

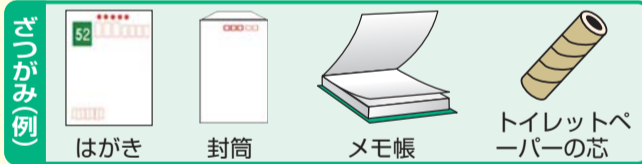
生ごみには大量の水分が含まれています。ごみ出しの前には、水切り袋やトレイなどを使用して水切りをしましょう。

生ごみの水切りには3つのポイントがあります。

- ① 水にぬらさない
 - ② 乾かして出す
 - ③ ごみ出し前にもう一絞り
水切りをすることで燃やすごみを減らすことができます。
- ※ 4面に、生ごみの水切りについてさらに詳しく掲載しています。



2. 新聞や雑誌、ざつがみなどの資源となる紙は、分別して「古紙・布の日」へ



古紙・布の日に出してください

一部 収集されたごみの
たよす ごみの一部を広げ



3. 枝木は1束、雑草類は1袋、落ち葉は3袋から申し込みが必要

① 枝木 (1束から)



- ※ 雑草類や落ち葉は45ℓ以内の透明または半透明の袋を使用し、土や泥は落としてください。
- ※ 落ち葉は2袋まで申し込み不要で、燃やすごみの日に出すことができます。

② 雑草類 (1袋から)



③ 3袋以上の落ち葉



申し込み必要 ※ 数量制限なし (事業所を除く)

粗大・枝木受付センター

☎042-387-9829

月～金 / 8:30～17:15

土・日・年末年始は休み ※ 祝日は受付可

FAX 042-387-0444

24時間受付可

◆ 住所・氏名・電話番号・回収日・回収量を明記し受付センターへ送信

◆ 申し込み受理の返信をご希望の方はFAX番号と「返信希望」も明記してください

	地区	回収日
北中央側線	本町3・4・5丁目	月
	貫井北町全域 緑町4・5丁目 本町2丁目	水
	緑町1・2・3丁目 桜町全域 梶野町全域 関野町全域	木
南中央側線	中町3・4丁目 本町1・6丁目 貫井南町3丁目	月
	貫井南町1・2・4・5丁目 前原町全域	火
	東町全域 中町1・2丁目	金

※ 祝日も回収を行っています。

申し込み締め切り 回収日の前日正午まで

※ ただし、月曜日の回収地区は、その前の金曜日正午まで

電子申請

東京都および都内の区市町村が共同で運営する「東京共同電子申請・届出サービス」を利用した電子申請サービスにより申請していただけます。

▷ パソコン用URL <http://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/navi/index.html>

▷ 携帯電話用URL <http://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/>



QRコード

堆肥などの資源としてリサイクルしています

※ 出し方などの詳細については、市ホームページで確認またはごみ対策課までお問い合わせください。